

令和8年度食育サポーター活動推進及び研修講座等企画運営業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度食育サポーター活動推進及び研修講座等企画運営業務（以下「委託業務」という。）

2 委託業務の目的

県民が「食」への関心を持ち、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践していく上で、地域に密着した食育を推進するため、「あおり食育サポーター（以下「サポーター」という。）」等の食育指導者が実践力・技術力向上を図る講座等の開催やサポーターによる食育活動を推進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務内容

(1) サポーターの活動推進

受注者は、「あおり食育サポーターによる食育活動実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、サポーター事務局として次の業務を行う。

なお、令和8年4月1日現在のサポーターは124名であり、過去3年の平均派遣回数は16回程度である。

ア サポーターの派遣にかかる調整・書類取りまとめ

サポーターの活動を要請する者（以下「要請者」という。）から「活動申込書」を受け付け、要望に応じたサポーターの選定・調整及び活動実施後に要請者とサポーターから提出される「活動報告書」の取りまとめを行う。

イ サポーターの活動に対する助言・指導

個別に派遣するサポーターから活動内容等に関する相談があった場合に、助言・指導を行う。

ウ サポーターへの旅費の支払い

サポーターが提出する「活動報告書」により旅費の請求があった場合は、その内容を確認し、派遣当日分の旅費を県の規定に従って支給する。（原則、自宅から派遣先への移動を対象とし、公共交通機関は実費支給、自家用車は25円/kmを単価として支給すること。）

エ サポーターへの消耗品費の支払い

サポーターが、サポーター事務局から派遣されたサポーターとしての活動に必要な文具等の消耗品を購入した場合は、対応する派遣日、領収書等購入品内訳と金額が把握できる書類を提出させ、内容を確認した上で実費支給する。

ただし、既製品の教材を購入する場合は県に事前相談することし、使用後は、サ

ポーター貸出教材として県が管理することとする。取得価額5万円以上の備品となるものは認めない。

オ サポーター活動要請PRチラシの作成・配布

サポーターの活動内容や要請方法を周知するチラシを作成し、配布すること。

- (1) 仕様 A4 カラー両面
- (2) 部数 3,000部
- (3) 作成時期 令和8年9月30日(水)まで
- (4) 配布先 県内全小中高校、幼稚園、保育所、各市町村等
- (5) 留意点

作成に当たっては、県庁HP「食育応援団!「あおもり食育サポーター」」注意事項の内容を参考にし、チラシの文面については県の了解を得た上で、印刷・配布すること。

カ 食育に関する意識調査

参加者に対する食育に関する意識調査を要請者に実施させ、回収・集計する。

キ 食育啓発教材の印刷

サポーターが食育活動で使用する啓発教材を印刷し、サポーター及び要請者等に提供、配布する。

- (1) 資料名 あおもり食育ガイド
- (2) 部数 800部
- (3) 規格 A4判20ページ、フルカラー、中綴じ
- (4) 印刷時期 令和8年9月30日(水)まで

(2) スキルアップ講座及び交流会開催の企画運営

サポーター等の食育指導者を対象に、多様なニーズに合わせた食育活動が実践できるよう技術力を向上させるための講座及び地域における食育活動を促進するための食育指導者間の関係構築を図る交流会を開催する。

なお、講座又は交流会において、県産食材を活用したメニューの調理実習、実演又は試食等により本県農林水産業への理解を深める機会を設けること。

冬は天候により参加者の移動手段の確保に苦慮するため、可能な限り年内を目途に開催すること。

ア スキルアップ講座

- (ア) 講座は県内3地域で2回以上、交流会は県内3地域で1回以上開催することとし、効果的に組み合わせた構成とすること。なお、各回参加者は20名程度を見込むものとする。
- (イ) 食育活動を行う上で、参加者の関心を引く手法や情報発信ツールの活用方法、農業漁業体験や実践演習など、サポーター等の食育指導者としての活動に有益なテーマを設定すること。
- (ウ) 食育に関する知識や技術の教授のほか、「伝える」「話す」といったサポーター

等の食育指導者の活動に必要なスキルの向上に役立つ内容を取り入れること。

イ 交流会

食育活動での課題解決に向けた意見交換等を行うこととし、交流しやすい会場づくりに配慮すること。

(3) 食育指導者研修会の企画運営

サポーター等の県内の食育指導者を対象に、食育活動に役立つ知識を習得する機会を提供し、指導力の向上を図る研修会を県内で年1回以上実施すること。

冬は天候により参加者の移動手段の確保に苦慮するため、可能な限り年内を目途に開催すること。

ア 対象

あおもり食育サポーター、あおもり食命人、食生活改善推進員、市町村食育担当者等の食育指導者。

イ 内容

食育に関する知識や技術の教授といった指導力の向上及び本県農林水産業への理解を深めることに資する内容とすること。

ウ 開催時期 概ね12月末まで

エ 参加者 30名程度

(4) 各種手続等

各講座等の講師依頼、講師等への謝金等支払、消耗品等支払、会場確保・設営・撤去、会場費支払については受注者が行うこと。

サポーターの派遣や各種講座の運営に当たっては行事保険等に参加し、安全な活動及び講座運営に万全を期すこと。

(5) 食育に関する意識調査

(2)、(3)それぞれの参加者に対して、食育に関する意識調査を行い、回収・集計する。

5 業務実施報告書の提出

本業務において作成・配布した各種資料及び「4 委託業務内容」の業務結果等を取りまとめた業務実施報告書（任意様式）を提出すること。

6 著作権

(1) 受注者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責めにおいて解決するものとする。

(2) 成果品については、その著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。

ただし、成果品に含める受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技

術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。

- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県が県の業務に使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使できないものとする。

7 その他

- (1) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、受注者は食ブランド・流通推進課と連絡調整の上、行うものとする。
- (3) 業務の進捗状況について、受注者は毎月、食ブランド・流通推進課に報告するものとする。また、ほかに随時報告を求められた場合は速やかに連絡すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、食ブランド・流通推進課と協議の上、決定すること。
- (5) 本業務に係る全ての関係書類は令和14年3月末まで保管すること。